

石岡市長 宛

移住支援金移住前相談書

令和8年度石岡市移住支援金交付要綱第4条の規定により、移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 相談者

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない。）		人
			同時に移住した家族のうち令和8年4月1日時点で18歳未満の世帯員の人数（配偶者を除く。）		人
移住支援金の種類	就業	起業	テレワーク	関係人口	
転入予定日	年 月 日				

3 過去の移住支援金の受給について

相談者は、過去10年以内に相談者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。 ※ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。	該当する	該当しない
--	------	-------

4 確認事項（別紙「石岡市移住支援金チェックリスト」参照）

注意事項

- この相談書は、移住支援金の支給を確約するものではありません。
- 申請時の状況により、移住支援金を支給できない場合があります。
- 石岡市に転入してから3箇月経過後（就業の場合は就業してから3箇月経過後、起業の場合は、起業支援金交付決定後）には、速やかに、移住支援金交付申請を行ってください。

別紙

石岡市移住支援金 チェックリスト

この制度は、移住支援金交付申請した日から5年以上継続して石岡市に居住する意思があることを条件としています。災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外へ転出された場合は、返納又は返還の対象となる可能性があります。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の10年間について、次の①から③までのいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①東京23区に住民票を置いている期間が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。ただし、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「①及び②を合算した期間」が連続して5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の1年間について、次の①から③までのいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①東京23区に住民票を置いていた期間が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。ただし、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③①及び②を合算した期間が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する。		はい・いいえ
(1)就職に関する要件（一般）次のすべてに該当する。		
<input type="checkbox"/>	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること（予定を含む。）。	
<input type="checkbox"/>	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
<input type="checkbox"/>	③週20時間以上の無期雇用契約であること。	
(2)就職に関する要件（専門人材）次のすべてに該当する。		
<input type="checkbox"/>	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること（予定を含む。）。	
<input type="checkbox"/>	②週20時間以上の無期雇用契約であること。	
<input type="checkbox"/>	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	
(3)起業に関する要件		
<input type="checkbox"/>	①茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること（予定を含む。）	
(4)テレワークに関する要件 次のすべてに該当する。		
<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
<input type="checkbox"/>	②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
<input type="checkbox"/>	③原則、恒常的に通勤せず、かつ週20時間以上テレワークを実施している。	
<input type="checkbox"/>	④勤務先から通勤手当（定期券相当の交通費）の支給を受けていないこと（通勤実績がある場合は要相談）。	
<input type="checkbox"/>	⑤申請者若しくは同一世帯の者が石岡市内に住宅を新築又は購入したこと（申請までに購入予定も含む。）。	
(5)関係人口に関する要件 次の①に該当し、かつ、②又は③に該当する。		
<input type="checkbox"/>	①石岡市が実施した移住定住促進事業の参加者	
<input type="checkbox"/>	②県内の農林水産業（専業に限る。）へ就業、又は承継した者	
<input type="checkbox"/>	③市町村等※において「認定新規就農者」又は「認定農業者」の認定を受けている者 ※複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定	

### 3 その他の要件

次のすべてに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
<input type="checkbox"/>	②日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」，「定住者」，及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する。	

### 4 世帯の場合

次のすべてに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。	
<input type="checkbox"/>	②申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属する予定（申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の交付申請時において移住後、在住期間が3箇月以上1年以内である必要あり。）	